

## 2 行政監査

特定の事務・事業を選び、主として経済性、効率性、有効性の観点から監査しました。

平成22年の行政監査は、テーマとして「**債権管理について**」を選定して実施しました。

### 債権管理について

○ 都では、東京都債権管理条例に基づいて、各局に債権管理者を設置し、マニュアル・債権管理台帳等を整備するなど、債権管理の体制を整え、債権管理の一層の適正化を図ることとしています。

そこで、各局において、公平性を確保しつつ、効果的かつ効率的に債権管理を行っているかを検証しました。

◎ 監査に当たっては、以下の監査項目及び観点に基づいて、標準的な監査手続を定めた上で、手続に沿って、債権ごとに検証方法を具体化し、債権管理に係る業務が適切であるかを、債権別に評価しました。

○ 監査の対象は、財務局ほか10局です。

### 監査項目及び観点

- ① 収入管理
  - ・ 調定・収入： 漏れなく正確に調定し、収入を把握しているか
  - ・ 情報の保持： 債権に係る情報を正確に保持しているか
- ② 滞納整理
  - ・ 督促： 督促状を速やかに公平に発布しているか
  - ・ 催告・交渉： 効果的に交渉し、回収の可能性を判断しているか
  - ・ 法的措置等： 強制執行などにより効果的に回収しているか

## 監査結果の概要

監査の結果、次のとおりの状況が見受けられました。



### ① 収入管理

#### 【調定・収入】

- ・ 使用許可などに基づき適正に収入管理をしていました。

#### 【情報の保持】

- ・ 一部に、システムにより保有・管理している債務者情報、調定金額、収入金額等を履歴を残さず変更・削除できるため、債権情報を正確に保持できる保証がないシステムが認められました。

### ② 滞納整理

#### 【督促】

- ・ 多くは適正に督促状を発布していましたが、一部で、収入未済確定後、督促状を速やかに発布していませんでした。

### 【催告・交渉】

- ・多くは催告書、電話、臨戸等により、納付するよう指導、交渉していましたが、回収可能性の判断が速やかに行われていない債権  
催告・交渉が効果的に行われていない債権  
がありました。

### 【法的措置等】

- ・財産調査、強制執行・訴訟等の法的措置を一部で行っていましたが、全般的には法的措置等を積極的に行っていませんでした。

## 改善を求めた事項

監査の結果、次のとおり、改善を求めました。

### 収入管理について

- ・システムを利用して収入管理を行う場合には、調定金額、収入金額等の債権情報を正確に保持できるシステムにより管理する必要があります。

### 滞納整理について

- ①督促及び催告などの徴収努力を公平かつ効果的に行う。
- ②必要な徴収努力を行ってなお納付されないときは、徴収努力の過程で把握した債務者等の状況に応じて、分割納付や履行期限の延長などを行う。
- ③徴収努力の過程で把握した債務者等の状況から回収の可能性を判断し、その上で、
  - ア 原則として、回収可能性がないと認められず、かつ、一部納付もしないなど納付の意思を示さない者に対しては、財産調査を行った上で、強制執行や訴訟などの法的措置を執る。
  - イ 回収可能性がないと認められる場合には徴収努力を停止する。など、公平かつ効果的、効率的に債権を管理する必要があります。